

社会福祉法人喜入保育園役員等報酬基準

(目的)

第1条 本基準は、社会福祉法人喜入保育園定款第8条及び第22条に規定する役員、評議員の報酬等について定める。

(定義)

第2条 この基準において役員等とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事 定款第16条(1)の規定により委嘱された者
但し、法人が所有する施設の職員は除く。
- (2) 監事 定款第16条(2)の規定により委嘱された者
- (3) 評議員 定款第5条の規定により委嘱された者

(報酬等)

第3条 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 但し、役員等には、次のような場合に報酬又は、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準は、次のとおりとする。尚、評議員に対して、各年度の報酬の総額は、100,000円を超えない範囲とする。又、理事、監事に対して、各年度の報酬の総額は、100,000円を超えない範囲とする。

- (1) 理事又は監事が、定款第24条に規定する理事会に出席した場合は、1回について、2,000円を支給する。
- (2) 監事が、定款第19条に規定する監査を実施した場合は、1回について、3,000円を支給する。
- (3) 評議員が、定款第9条に規定する評議員会に出席した場合は、1回について、2,000円を支給する。
- (4) 役員等がその任を果たすために必要な会議、研修に参加する場合は、1回について、2,000円を支給する。
- (5) 役員等が、その任を果たすために、理事長の了解を得て、法人の所有する施設で勤務する場合等は、1日について、2,000円を支給する。
- (6) また、役員等が上記(1)～(5)の業務に従事するために、公共の交通機関の利用に要した交通費については、

その実費を支給するものとする。但し、交通費は、自宅から目的地までの距離が2キロメートル未満の場合は支給しない。

附 則

- ・この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
 - ・この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
 - ・この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 従来の役員の「旅費規程」を見直し、規程名も「役員等報酬基準」に変更した。